

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 長寿社会課	中村 直輝
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課(室)	医療政策課	
事業群名	② 地域包括ケアシステムの構築・充実	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 340,929	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅ2025 本文)		(取組項目)								
将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人一人の健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。		i) 全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進 ii) 生活支援コーディネーターと地域運営組織(協議会)等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討 iii) 健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化 iv) ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	地域包括ケアシステムの構築割合	目標値①	/	93%	97%	100%	100%	100%		100% (R7)
		実績値②	85% (R元)	98%	100%	/	/	/		進捗状況
		達成率②/①	/	105%	103%	/	/	/		達成
	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)		
	認知症サポーター、キャラバンメイト数(累計)	目標値①	/	172,800人	188,000人	203,200人	218,400人	233,600人		233,600人 (R7)
実績値②		142,314人 (R元)	156,448人	164,366人	/	/	/	進捗状況		
達成率②/①		/	90%	87%	/	/	/	やや遅れ		
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体は、令和4年度で233団体となった。令和4年度においては、県内13市町の勉強会にアドバイザーを派遣したところ、派遣した地域では住民による勉強会が行われる等、生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている。しかし、担い手と住民ニーズのマッチングに悩む市町もあることから、助け合い活動強化事業を通じて、移送支援や買い物支援をはじめとした高齢者の生活支援体制を構築し、助け合い活動の仕組みづくりを引き続き推進していく。 認知症サポーター、キャラバンメイト数(累計)については、令和4年度に7,918人(内、サポーター7,865人、キャラバンメイト※53人)を養成し、令和4年度末時点では、総数で164,366人となっている。令和3年度養成数(7,360人)より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサポーター養成研修が十分に実施できない状況にあり、目標値を下回っている。県では、毎年キャラバンメイトを養成し、養成されたキャラバンメイトが各市町でサポーターをさらに増やしていくといった市町と県の協働による取組自体は定着化しており、サポーター等を引き続き養成していくことで、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを進める。 ※認知症サポーター: 認知症に対する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする者。市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要 ※キャラバンメイト: 認知症サポーター講座の講師	
	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数	目標値①	/	165団体	207団体	248団体	289団体	330団体		330団体 (R7)
		実績値②	36団体 (R元)	168団体	233団体	/	/	/		進捗状況
		達成率②/①	/	101%	112%	/	/	/		順調

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等		
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		R3目標	R3実績	達成率			
				R4実績								R4目標	R4実績
				R5計画	事業実施の根拠法令等			主な指標	R5目標				
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象									
所管課(室)名													
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム 構築加速化支援事業 (医療介護基金)	4,183	0	7,790	市町における地域包括ケアシステムの構築状況評価に関し、長崎県版地域包括ケアシステム評価基準及び改訂した「〇の判断の目安」に基づく構築状況の市町自己評価と有識者と県による全市町ヒアリングを実施し、地域包括ケアシステム構築までのロードマップの見直し支援を行った。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・本県独自の評価基準に基づく各市町の自己評価に対して、県及び有識者によるヒアリングを実施し、情報提供や助言等を行い、市町の地域包括ケアシステム構築推進を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県独自の評価指標による市町の進捗状況の自己評価や、県による全市町ヒアリングの実施、地域包括ケアシステム構築までのロードマップの見直し等市町支援を実施し、目標達成に寄与した。	
				3,759	0	11,480		地域包括ケアシステム構築状況に係るヒアリング実施市町数(市町)	21	21	100%		
				4,759	0	14,275		【成果指標】	93	98	105%		
			H29-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				地域包括ケアシステム構築割合(%)	97	算定中	—		
			長寿社会課	—	—	—	市町、市町地域包括支援センター等		100				
取組項目 ○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業 (医療介護基金)	724	0	1,558	在宅医療・介護連携推進体制の構築を図るため、在宅医療圏域等を単位として保健所、市町、職能団体等との在宅医療に関する検討会や多職種研修会等の開催、市町職員等と情報共有を図る意見交換会等を開催した。※R5年度分については医療政策課に一部移管	【活動指標】	16	8	50%	●事業の成果 ・在宅医療・介護連携を推進するための研修会や検討会等については、各市町と管内保健所が連携しながらWEBを活用した研修会・検討会等を開催し、次年度以降の取組検討や課題の整理が出来た。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各圏域単位でWEBを活用した研修会等を開催し、多職種連携の推進等、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である在宅医療・介護連携市町職員、医療機関・介護事業所等の資質向上に寄与した。 ・新型コロナウイルス感染症によるBCP発動等の影響により研修会及び検討会の開催ができなかった保健所もあるため、目標達成に至らなかった。		
			763	0	2,296		地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催(回)	16	14	87%			
			10,911	0	2,315		【成果指標】	4	4	100%			
			R元-6	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律			地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催を通じて課題解決につながった保健所数(保健所)	4	2	50%			
					長寿社会課	—	—	—	市町職員、医療機関・介護事業所等の関係職員	4			
		取組項目 i	3	訪問看護サポートセンター事業(医療介護基金)	9,189	0	1,169	訪問看護事業所及び訪問看護師を総合的に支援する長崎県訪問看護サポートセンターを設置し、相談対応や訪問看護師の知識、経験に応じた研修、訪問看護に関する普及啓発等を行った。 また、研修に活用するために、新人(新卒)看護師育成プログラムを作成し、訪問看護ステーションに配布した。	【活動指標】	19		19	100%
9,189	0				1,913	訪問看護師等育成研修の開催回数(回)	19		19	100%			
9,189	0				1,929	【成果指標】	60,849		61,561	101%			
H30-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律			訪問看護利用者数(人)	64,639	算定中	—						
			医療政策課	—	—	—	長崎県看護協会	算定中					
	4	訪問看護サポートセンター事業(訪問看護ステーション人材確保事業)(医療介護基金)	561	0	779	訪問看護師未経験の看護師を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を支援することにより、質の高い訪問看護師を確保し、在宅医療及び介護の充実を図った。	【活動指標】	5	1	20%	●事業の成果 ・5箇所の訪問看護ステーションに対して補助対象決定を行ったが、1箇所については応募者がなく採用にはつながらなかった。 ・島嶼部、へき地の訪問看護ステーションでは、看護師募集をしても応募が少なく、訪問看護師を確保・育成することが難しい中、4箇所の訪問看護ステーションでは、未経験者の確保、定着に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・訪問看護師未経験者の確保、定着に寄与した。		
			2,205	0	1,148		支援した訪問看護ステーション数(箇所)	5	4	80%			
			3,000	0	772		【成果指標】	691	695	101%			
		R2-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				県内の訪問看護職員数(人)	725	未発表	—			
			医療政策課	—	—	—	訪問看護ステーション	761					

取組項目1	5	特別養護老人ホーム等整備費(創設・増床関係)	691	691	779	市町等の意向等を踏まえ、第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画においては、特別養護老人ホームの増床計画はあったが、法人独自で整備を行い、県による補助は実施しなかった。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数(床)	0	0	0%	●事業の成果 ・市町等の意向等を踏まえ、第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画においては、特別養護老人ホームの増床計画はあったが、法人独自で整備を行い、県による補助は実施しなかった。
			953	953	765			0	0	0%	
			921	921	772			70			
		老人福祉法			【成果指標】 整備計画の達成率(%)	100	0	0%			
	H18-					数値目標なし	0	—			
	長寿社会課	—	—	—	100						
	6	特別養護老人ホーム等整備費(改築等ユニット化関係)	0	0	779	令和4年度においては、補助申請がなかったため、当該事業での助成実績はなかった。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数(床)	0	0	0%	●事業の成果 ・補助申請がなかったため整備実績はなかった。
			0	0	765			0	0	0%	
			362,776	0	772			数値目標なし			
		老人福祉法			【成果指標】 整備された床数のうち、ユニット床数の割合(%)	100	0	0%			
H18-				0		0	0%				
長寿社会課	—	—	—	数値目標なし							
7	地域密着型施設整備助成等事業(医療介護基金)	207,192	0	779	介護サービスの地域密着型施設等の整備を進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町等に対して助成を行った。	【活動指標】 地域密着型施設・事業所の整備数(箇所)	13	7	53%	●事業の成果 ・建築資材の高騰の影響により整備計画を断念する事業者がでてきたことなどにより、目標を達成することができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域密着型施設・事業所5箇所が開設されたことにより、住み慣れた地域における介護サービスの提供体制整備に寄与した。	
		297,928	0	765			15	5	33%		
		1,060,412	0	772			15				
	介護保険法、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			【成果指標】 整備計画の達成率(%)	50	27	54%				
H27-					85	46	54%				
長寿社会課	—	—	—	100							
8	病床転換助成事業費	9,772	1,810	1,558	医療機関からの医療療養病床から介護老人保健施設等への整備を伴う転換に要する費用の助成についての申請がなかった為、当該事業での助成実績はなかった。	【活動指標】 補助件数(件)	1	1	100%	●事業の成果 ・医療機関からの助成申請がなく、実績はなかった。	
		0	0	1,530			1	0	0%		
		6,000	1,112	1,543			1				
	高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条			【成果指標】 施設へ転換した医療療養病床数(床)	40	40	100%				
H20-R5					14	0	0%				
医療政策課	○	—	—	12							
9	離島等サービス確保対策検討委員会	0	0	1,558	介護保険サービスの確保が困難な離島地域において、地域の特性に応じた、サービス確保等のための具体的な方策・事業について検討することなどを目的に検討委員会を開催した。 ※リモートにより開催	【活動指標】 委員会の開催回数(回)	3	3	100%	●事業の成果 ・離島における介護サービス状況等の調査を実施したことにより、二次離島ごとの実態が把握でき、介護サービスの確保に向けた具体的な方策等について、関係市町と課題等を共有し、検討を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・検討内容を事業に反映することにより、離島地域における安定した介護サービスの確保に寄与した。	
		0	0	1,530			2	2	100%		
		0	0	1,544			2				
	介護保険法			【成果指標】 離島地域における介護サービス実施地域率(%)	100	83	83%				
H19-					100	100	100%				
長寿社会課	—	—	—	100							
10	介護サービス情報の公表事業	1,604	996	779	介護サービス事業所の名称・所在地や提供サービスの内容、従事者の人数・職種及び利用料金等の情報を公表した。	【活動指標】 公表対象事業所数(事業所)	3,000	3,059	101%	●事業の成果 ・公表対象事業所すべてにおいて、情報を公表した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護サービス事業所の情報を公表することにより、利用者やその家族等の介護サービスの適切な選択に寄与した。	
		781	391	765			3,000	3,184	106%		
		1,228	614	772			3,000				
	介護保険法第115条の35			【成果指標】 公表率(%)	100	100	100%				
H16-					100	100	100%				
長寿社会課	○	—	—	100							

取組項目 i	11	介護予防・自立支援推進事業(介護予防に資する人材養成・現地支援)(保険者努力支援交付金)	3,967	0	4,285	市町及び地域包括支援センター職員を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業とその他の地域支援事業と連動した取組を行うことができる人材育成を目指し、総合事業をテーマとした人材養成講座及び各市町の課題に応じた伴走型支援として現地支援を実施した。	【活動指標】	7	6	85%	●事業の成果 ・市町、地域包括支援センター職員が、地域支援事業の主要な事業内容と連動した取組の重要性について、講座を受講することで、事業の理解促進を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町、地域包括支援センター職員が、地域支援事業について理解が深まることで、介護予防・自立支援の推進に寄与した。
			9,631	0	5,357		人材養成講座の開催回数(回)	7	6	85%	
			14,578	0	5,787		【成果指標】	10	8	80%	
		R3-5			—	介護予防に資するリーダーとなりうる人材養成数(延べ人数)	14	12	85%		
		長寿社会課			—	—	—	21			
取組項目 iii	12	介護予防・自立支援推進事業(認知症予防に資する取組への支援)(医療介護基金)	4,973	0	2,337	県内の介護保険事業所で実践されている、認知症予防に効果があるといわれる運動や認知訓練などを組み合わせ、認知機能低下の予防を目的とした取組を活かして、地域の元気高齢者等をサロンインストラクターに養成した。	【活動指標】	8	10	125%	●事業の成果 ・サロンインストラクターを192人養成し、認知症予防の活動を実践する人材の養成に寄与したが、事業者からの応募が少なかつたこともあり、活動指標の達成には至らなかつた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・養成したサロンインストラクターの情報を市町に受有することにより、認知症予防の取組や自立支援の取組での活用を促すことで、市町と事業所の連携強化に寄与した。
			2,762	0	2,296		【成果指標】	240	220	91%	
			(R4終了)R3-4				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	県内各地区で養成したサロンインストラクター数(人)	300	192	
		長寿社会課			—	—	—				
		長寿社会課			—	—	—				
取組項目 iv	13	助け合い活動強化事業(保険者努力支援交付金)	710	0	4,285	生活支援コーディネーター等を対象として、基礎研修や実践研修を実施するとともに、市町等が開催する勉強会等へアドバイザーを派遣し、有償ボランティアや常設型居場所などの助け合い活動として生活支援を行う団体の設立を促進した。	【活動指標】	24	15	62%	●事業の成果 ・県内13市町の勉強会にアドバイザーを派遣した。派遣した地域では住民による勉強会が行われる等、生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーを派遣したことにより、各市町担当者、生活支援コーディネーターの助け合い活動の意識向上が図られ、地域住民の生活支援サービス団体を立ち上げる際の疑問点を解消し、生活支援サービス団体の設立促進、活動の活性化に寄与した。
			1,624	0	6,122		【成果指標】	165	168	102%	
			3,526	0	5,015		有償ボランティアや常設型居場所などに係る勉強会等へのアドバイザー派遣回数(回)	24			
		R元-6			—	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等(団体)	207	233	112%		
		長寿社会課			—	—	—	248			
取組項目 iii	14	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業(医療介護基金)	9,895	0	3,116	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送るために必要なリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供されることで、地域包括ケアシステムの構築かつ市町の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・オンライン等を活用した開催形式の工夫により研修会を通して人材育成に努め、医療機関等に勤務するリハビリテーション専門職が、市町の介護予防事業や地域ケア会議等へ参画するための派遣体制システムの構築と、地域におけるリハビリテーション活動を担える人材の育成を図ることが出来た。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・地域ケア会議や通いの場等において育成された人材が市町の介護予防事業等に参画することで市町事業への支援に繋がり、目標へ寄与した。
			11,334	0	3,061		【成果指標】	640	518	80%	
			16,333	0	4,630		県リハビリテーション支援センターが開催する研修会回数(回)	2	2	100%	
		H27-			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	研修修了認定者が市町事業に参加した件数(件)	520	660	126%		
		長寿社会課			—	—	—	600			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業については、市町が「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」をイメージし、ロードマップの進捗状況とも併せた取組が実施できるよう引き続き支援を行う必要がある。また、行政区を超えた医療と介護の連携については、県立保健所とともに支援を行っていく必要がある。 ・介護予防については、自立支援に資する地域ケア会議の中で、個別の事例検討から地域課題を明らかにし、地域に必要な資源やサービス又は自助・互助の取組等の創設を図り、介護予防の取組強化に繋げることが必要であるため、取組主体である市町、地域包括支援センター職員の理解促進に向けた研修会開催と具体的な取組支援を行う。また、市町がリハビリテーション専門職等の効果的な活用を図れるよう、地域に密着したリハビリテーション支援体制の推進を図る必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が地域のめざすべき姿に向かった取組ができるよう、在宅医療・介護連携の推進のための情報発信・研修会の開催、オンラインを活用した連携や他市町の取組事例の横展開、必要なデータの分析・活用支援など、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して積極的に支援していく。また、行政区を超えた医療と介護の連携については、県や県立保健所が間に入り調整するほか、研修会等にて、顔の見える関係の構築を支援する。 ・市町、地域包括支援センター職員等が、地域資源やサービスまたは自助・互助の取組の創設を図り、介護予防の取組強化に取組めるよう人材養成講座を開催するとともに、市町の課題に応じた具体的な支援を現地支援として実施し、地域包括ケアシステム構築の推進を図っていく。 ・地域支援事業を始めとした市町事業について、リハビリテーション専門職等の効果的な活用を図れるよう、地域密着型リハビリテーション支援体制の整備を目指し、より地域に根差した活動ができるよう支援を行う。
<p>ii 生活支援コーディネーターと地域運営組織(協議会)等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で多様な主体による助け合いの地域づくりを推進していくため、生活支援コーディネーター及び協議体と行政の連携を促進してきたが、地域の課題を吸い上げる第2層の配置が目標どおりに進んでいない市町があり、質と量の向上に向けた支援を図っていく必要がある。 ・行政と生活支援コーディネーター等の連携が十分でない市町があることから、その必要性を理解したうえで連携して生活支援体制の仕組みづくりに取り組んでもらうことが必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市町に対し、生活支援コーディネーター及び協議体と行政が連携して活動を展開していくことができるよう、行政職員や生活支援アドバイザー等を対象としたテーマ別研修や情報交換会を開催するとともに、生活支援体制整備に関するノウハウ等を有するアドバイザー等を市町の勉強会に派遣することで、生活支援体制の構築を推進する。 ・生活支援コーディネーターと地域の連携が進んでいる事例を、好事例として発信し、生活支援体制の整備・充実を促進していく。
<p>iii 健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康づくりの必要性の理解や取組を推進することにより、健康寿命を延伸する取組が必要である中、保健事業と介護予防の一体的な取組が十分でない市町もあるため、継続した取組の必要性の理解や取組の強化を図ることができるよう、後期高齢者医療広域連合及び国保健康保険団体連合会や国保・健康増進課と連携のもと研修会の開催や市町の実情に応じた個別具体的な支援を行い、フレイル・介護予防の強化を図ることが必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり対策と連携した介護予防の取組を行うことができるよう、庁内及び関係機関と連携を図り、市町における保健事業と介護予防の一体的取組のさらなる推進を図っていく。 ・フレイル・介護予防の取組強化に向けては、引き続き、市町、地域包括支援センター職員等を対象とした人材養成及び市町の課題に応じた伴走型支援としてモデル圏域における後方支援体制の充実・強化を図っていく。
<p>iv ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣を実施した地域では地域では、生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている一方、担い手とニーズのマッチングに悩む市町もあり、目標値には至っていない。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決に向けた取組推進に向けて、それぞれの地域の実情を把握しながら、研修及び情報交換会の開催やアドバイザー派遣による市町支援を継続して実施する。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性			
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業(医療介護基金)		全圏域でシステムを構築することを目標に、地域の実情に応じた評価のあり方について市町や保健所等と協議を行いながら、構築が遅れている圏域に対する支援を行った。「概ね構築」と判断された市町については任意で「新たな評価基準」の試験運用を行い、システムの充実にに向けた進捗状況の把握及び今後の取組に向け助言等を行う。	②	令和4年度のシステム構築状況について、県内全圏域において一定構築されたと評価されたため、今後は、システムの充実に向けて、住民の実感を視点に含めて作成した「新たな評価基準」による評価を本格導入し、課題の可視化や具体的な取組のロードマップへの反映などにより引き続き、市町の取組改善を促進していく。	改善	
			H29-						
			長寿社会課						
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業(医療介護基金)		過去に複数の県立保健所が実施した調査より、介護施設間におけるアドバンス・ケア・プランニング(以下、「ACP」という)に対する認識には差が見られることが確認された。このため新たな取組として、県で行っているE-field研修の修了者を講師として活用し、各保健所が主体となって施設管理者向けのACP研修会を開催する。	②	各保健所において作成した支援目標に基づき、管内市町や関係団体と連携し、地域における医師・看護師・介護従事者等の多職種連携による医療・介護連携の推進及び地域の看取り体制整備に向けた評価や研修会等の取り組みを行う。また、管内介護施設向けにACP推進の取組を実施し、関係職種への普及啓発を図る。	改善	
			R元-6						
			長寿社会課						
	3	H30-	医療政策課	訪問看護サポートセンター事業(医療介護基金)		訪問看護師確保に向け、新卒看護師の育成だけでなく、新任看護師(初めて訪問看護に携わる看護師)プログラム検討、啓発に取組みを広げ、質の高い訪問看護師の確保・育成及び訪問看護ステーション管理者支援等を引き続き取り組む。令和5年度から、訪問看護ステーションの人材確保支援と一体的に取り組んでおり、訪問看護提供体制の整備を図っている。	②	訪問看護ステーション数の増加に伴い新規立ち上げ相談や内容も多様化しているため、電話相談だけでなく、状況に応じて、訪問やオンラインによる対応も進めていく。また、BCP作成についての指導も強化し、持続可能な運営体制の推進を図っていく。	改善
	4	R2-7	医療政策課	訪問看護サポートセンター事業(訪問看護ステーション人材確保事業)(医療介護基金)		令和5年度から、訪問看護サポートセンター事業と一体的に取り組んでおり、訪問看護提供体制の整備を図っている。	②	確保した看護師を訪問看護サポートセンター事業と連携して育成を行い定着につなげていく。	改善
5	H18-	長寿社会課	特別養護老人ホーム等整備費(創設・増床関係)	—		②	特別養護老人ホームについては、施設の定員数が、要介護3以上の在宅待機者の数を充足していないため、令和5年度に策定する第9期老人福祉計画・介護保険事業計画(R6~R8)に基づき、引き続き施設整備を推進していく。	現状維持	
6	H18-	長寿社会課	特別養護老人ホーム等整備費(改築等ユニット化関係)	—		②	施設に入居した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、快適なプライバシーの確保を推進する必要があることから、引き続き、改築等によるユニット型居室の整備を支援していく。	現状維持	
7	H27-	長寿社会課	地域密着型施設整備助成等事業(医療介護基金)		建築資材高騰により、整備計画の延長・中止など影響が生じているため、実施要綱(補助単価)の見直しを実施する。	②⑤	地域密着型介護サービス提供施設等については、地域によりサービスの提供体制に差が生じているため、令和5年度に策定する市町の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第9期長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画(R6~R8)に基づき、市町に適切な指導・助言を行いながら整備を支援していく。	現状維持	

取組項目 i	8	病床転換助成事業費	地域医療構想で目指す病床の医療機能の分化・連携の実現に向け、医療療養病床から介護老人保健施設等への転換を図るため、医療機関に対して会議や研修会等の場を通じて補助金の活用を呼びかけた。	⑩	国の制度終了に伴い、本事業は令和5年度で終了とする。今後は、医療機能の転換等を希望する医療機関に対し、必要な助言等を行うことにより、地域に必要な医療体制の確保に努める。	終了
		H20-R5				
		医療政策課				
9	—	離島等サービス確保対策検討委員会		②	令和4年度の検討結果を踏まえ、課題解決に向けた対策の具体化の検討及び実施している対策の検証を行うとともに、引き続き検討委員会を開催し、市町と一緒に取組を進めていく。	改善
		H19- 長寿社会課				
10	—	介護サービス情報の公表事業		②	介護サービス事業に係る情報の公表により、利用者やその家族等が、介護サービスを適切に選択することができ、ひいては介護サービスの質の向上を図るため、全ての事業所の公表に向けて引き続き指導を行う。	現状維持
		H16- 長寿社会課				
取組項目 iii	11	介護予防・自立支援推進事業（介護予防に資する人材養成・現地支援）（保険者努力支援交付金）	総合事業の実態調査により課題の明確化を図り、令和5年度からは、モデル圏域における後方支援体制の充実・強化を行うことを目的に県立保健所と連携のうえ、さらなる地域課題に応じた伴走型支援を実施する。	②	高齢者の状態に応じた自立支援型サービス（短期集中予防サービスなど）の多様なサービスの充実を図っていくため、介護予防ケアマネジメントの質の向上や効率化への支援を実施する。また、圏域における支援体制の充実・強化として、市町だけでは担えない広域的支援体制整備を引き続き行っていく。	終了
		R3-5 長寿社会課				
取組項目 ii iv	○ 13	助け合い活動強化事業（保険者努力支援交付金）	生活支援コーディネーター、行政、各種団体の連携といった課題があることから、助け合い活動の推進をさらに図っていくため、知見を有する有識者を活用し、市町等が実施する取組への働きかけを行う。	②	県内市町における助け合い活動の取組に対し、市町の課題に応じた支援を引き続き行うことにより、生活支援コーディネーターの設置・活動や様々な助け合い活動の推進を図る。また、生活支援コーディネーターと地域の連携が進んでいる事例や、助け合い活動の好事例を様々な方法で発信し、住民主体の助け合い活動を推進する。	改善
		R元-6 長寿社会課				
取組項目 iii	○ 14	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金）	県立保健所が主体となって9つの老人福祉圏域に設置した地域リハビリテーション広域支援センターに関する指定推薦の取り扱いや（佐世保市は長寿社会課が実施）地域密着型リハビリテーション支援体制の整備、地域リハビリテーションにおける課題解決に向けて、地域リハビリテーション連絡協議会を開催し、他圏域における取組状況の情報提供を県地域リハ推進部会や関係者会議等の場面で積極的に行い、地域リハビリテーションの推進を図る。	②	各圏域の実情に応じた地域密着型の地域リハビリテーション支援体制の構築を図るため、各圏域の関係者（市町、包括、地域リハ広域支援センター、保健所等）に対して、引き続き県及び県リハビリテーション支援センターから助言や情報提供等の支援を実施していく。	現状維持
		H27- 長寿社会課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点